

## ○平成17年度末種別毎都市公園等整備現況

H18.3.31現在

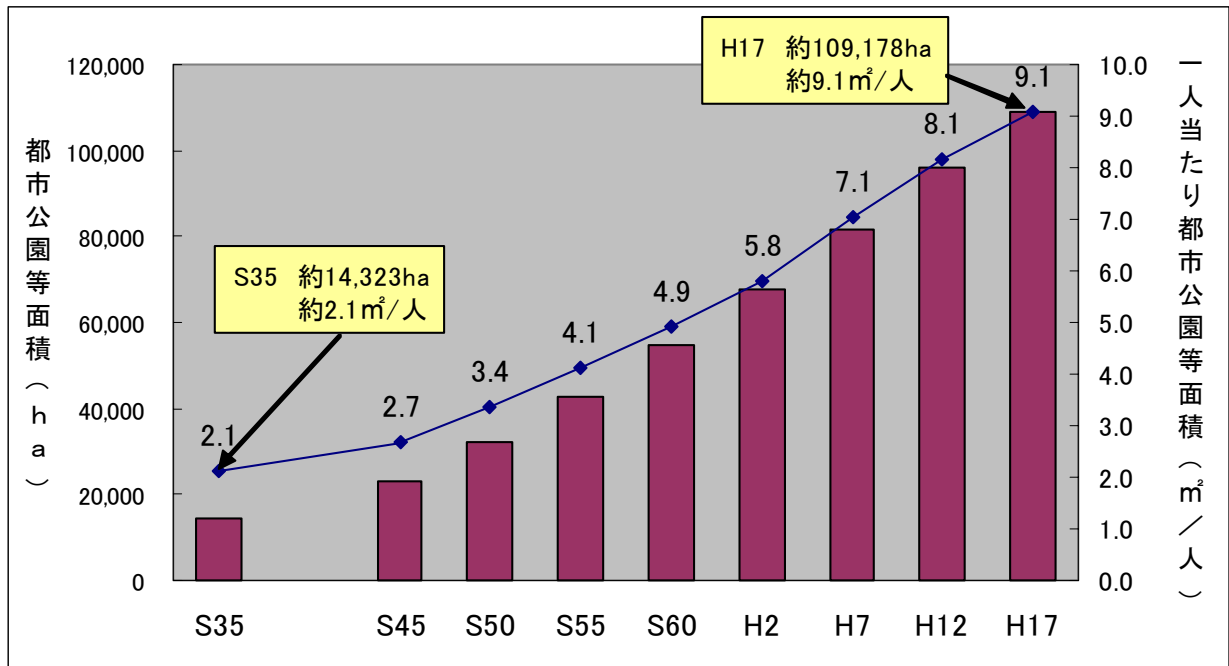
	平成17年度末		平成16年度末(参考)		整備量(H17-H16)		備考
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	80,138	30,136	78,154	29,598	1,984	538	カントリーパーク含む ( )内の数字はカントリーパークを示す
街区公園	73,482	12,324	71,612	12,101	1,870	223	
近隣公園	5,067	9,040	4,969	8,850	98	190	
地区公園	1,589	8,772	1,573	8,647	16	125	
	(172)	(1,331)	(169)	(1,266)	3	65	
都市基幹公園	1,994	35,015	1,973	34,350	21	665	
総合公園	1,231	23,275	1,219	22,812	12	463	
運動公園	763	11,740	754	11,538	9	202	
大規模公園	193	12,948	190	12,420	3	528	
広域公園	187	12,417	184	11,897	3	520	
レクリエーション都市	6	531	6	523	0	8	
緩衝緑地等	9,322	28,694	8,883	27,644	439	1,050	
特殊公園	1,246	13,258	1,235	12,938	11	320	
緩衝緑地	184	1,581	177	1,563	7	18	
都市緑地	6,786	12,295	6,467	11,721	319	574	
都市林	94	375	83	300	11	75	
広場公園	253	346	242	307	11	39	
緑道	759	839	679	815	80	24	
国営公園	16	2,385	16	2,358	0	27	
合計	91,663	109,178	89,216	106,370	2,447	2,808	H17末整備水準 9.1㎡/人

### 都市公園等の種類 (参考)

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位(小学校区に相当)

### ○都市公園等面積の推移

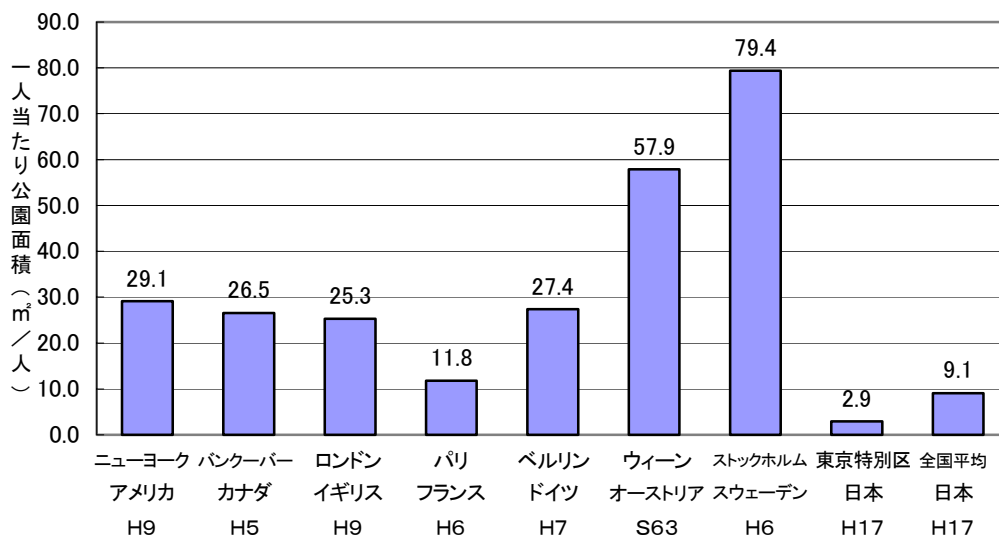


### ○都道府県別一人当たり都市公園等面積現況

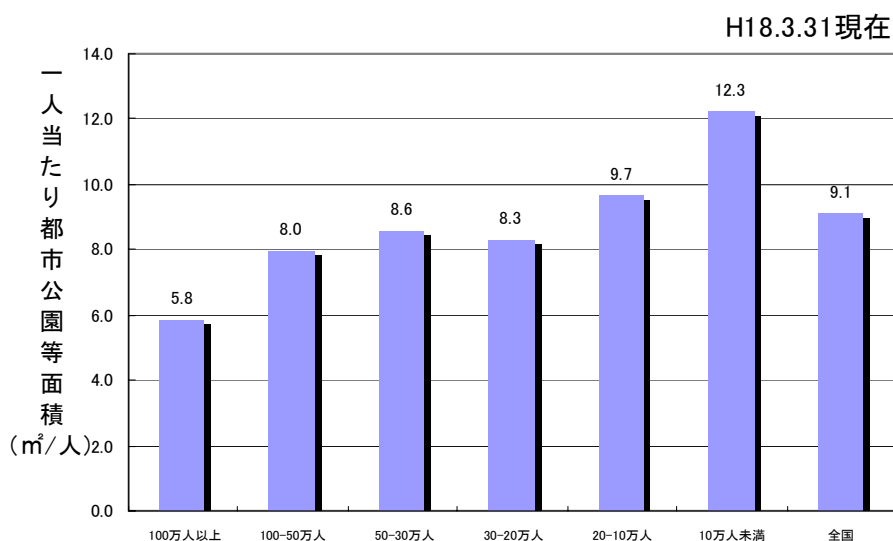
H18. 3. 31 現在

都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)	都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)	都道府県名	一人当たり公園面積 (㎡/人)	政令指定都市名	一人当たり公園面積 (㎡/人)
北海道	32.1	福井県	14.7	山口県	11.6	札幌市	10.8
青森県	14.3	山梨県	9.1	徳島県	7.8	仙台市	12.5
岩手県	12.2	長野県	11.1	香川県	13.8	さいたま市	5.0
宮城県	18.1	岐阜県	8.9	愛媛県	10.9	千葉市	8.8
秋田県	17.6	静岡県	8.3	高知県	8.7	東京特別区	2.9
山形県	16.7	愛知県	6.9	福岡県	8.0	横浜市	4.6
福島県	11.1	三重県	8.6	佐賀県	10.3	川崎市	3.7
茨城県	8.3	滋賀県	8.0	長崎県	11.9	静岡市	5.6
栃木県	12.6	京都府	8.8	熊本県	9.1	名古屋市	6.8
群馬県	12.3	大阪府	5.4	大分県	11.1	京都市	4.1
埼玉県	6.5	兵庫県	9.0	宮崎県	19.4	大阪市	3.5
千葉県	5.5	奈良県	11.4	鹿児島県	12.3	堺市	7.8
東京都	6.4	和歌山県	6.7	沖縄県	9.4	神戸市	16.5
神奈川県	5.1	鳥取県	12.9			広島市	8.3
新潟県	11.1	島根県	17.5			北九州市	11.2
富山県	13.9	岡山県	13.9			福岡市	8.7
石川県	12.2	広島県	12.0			政令市計	6.1
				都道府県計 (政令市を除く)	10.2	全国計	9.1

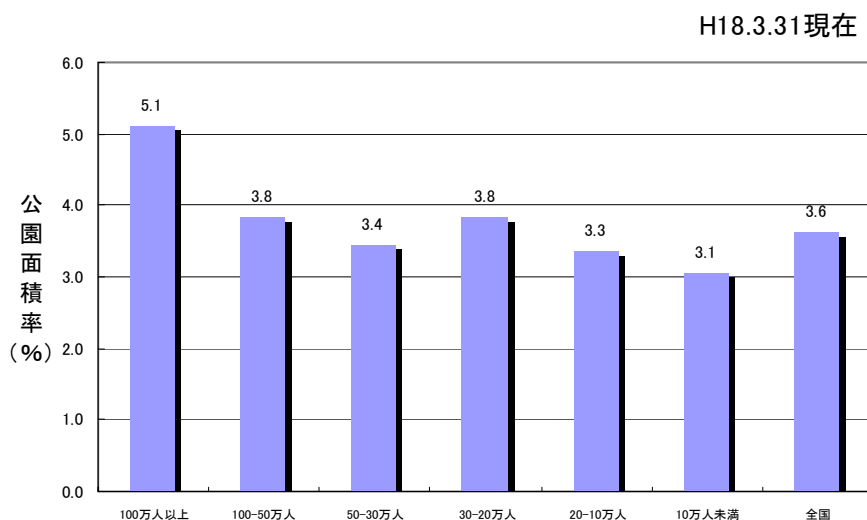
## ○海外の主要都市における公園の現況



## ○都市規模別一人当たり都市公園面積 (m<sup>2</sup>/人)



## ○都市規模別市街地に対する都市公園面積率 (%)



- ・市街地とは、市街化区域+未線引きの都市計画区域における用途地域
- ・公園面積率とは、市街地面積に対する都市公園面積の割合

## ○平成17年度末特別緑地保全地区等決定現況

H18.3.31 現在

	平成17年度末	
	箇所数	面積(ha)
歴史的風土保存区域	32	20,083
歴史的風土特別保存地区	51	5,923
第1種・第2種歴史的風土保存地区	—	2,404
近郊緑地保全区域	25	96,975
近郊緑地特別保全地区	26	3,456
特別緑地保全地区	340	2,000
風致地区	757	169,420
市民緑地	113	53
保存樹木(施行令第1項)	—	4,267*
保存樹林(施行令第2項イ)	252	79
保存樹林(施行令第2項ロ)	32	1,569*
緑化施設整備計画認定制度による緑化面積	17	5

\*保存樹木の単位は本、保存樹林（ロ）の単位はmとする

### 上記に関する制度等の概要（参考）

制度等の名称(根拠法)	制度の概要
歴史的風土特別保存地区 (古都保存法・明日香法)	古都における歴史的風土を保存するために、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更など、一定の行為を許可制とする。
近郊緑地特別保全地区 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変など一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全する。
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	
風致地区 (都市計画法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定め、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更など、一定の行為を許可制とする。
市民緑地 (都市緑地法)	雑木林・屋敷林などの緑地の所有者や人工地盤・建築物などの緑化を行う事業者と地方公共団体等が契約を結び、緑地や緑化施設を地域の人々の利用に公開する。
保存樹木・保存樹林 (樹木保存法)	都市計画区域における、一定の基準を満たす樹木または樹木の集団(樹林地・いけがき)について市町村長が指定し、保存を図る。
緑化施設整備計画認定制度 (都市緑地法)	建築物の敷地内の空地・屋上などの緑化に関する事業者の計画を市町村長が認定し、認定された計画に従って事業者が緑化施設を整備する場合、緑化施設に関する固定資産税の特例措置が講じられる。